

# 大阪府立水都国際中学校・高等学校水着等にかかる販売事業者募集要領

大阪府立水都国際中学校・高等学校  
学校法人 大阪YMCA

令和7年度4月より使用する水着等販売業者を次の要領で募集します。

## 1 学校概要

- (1) 校名 大阪府立水都国際中学校・高等学校
- (2) 住所 大阪市住之江区南港中3丁目7-13
- (3) 水着導入予定生徒数(令和7年度予定)  
新中学校1年生 80名

## 2 水着等に関する方針

- (1) 水都国際中学校・高等学校は2019年4月に開校した公設民営中高一貫教育校です。高等学校はグローバルサイエンスコース、グローバルコミュニケーションコース及び国際バカロレアコースが設置され、特色のある教育を実施する学校です。この学校において安全かつ、校内外における様々な教育活動に適した水着等の販売ができる事業者を募集します。
- (2) 耐久性、収縮性、撥水性にすぐれ、体形や肌の露出が抑えられた男女兼用デザインであること。
- (3) 価格についてはできる限り廉価なものとする。

## 3 募集する品目

- (1) 男女兼用型セパレート水着(長袖) 計1点  
※サイズの目安(身長):140センチから190センチ

## 4 応募資格

- (1) 水着等の販売・アフターサービス実績が3年以上あること
- (2) 大阪府の指名停止措置を受けていないこと
- (3) 破産者でないこと
- (4) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること
- (5) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

## 5 応募方法

令和6年10月11日(金)までに [suitokokusai-koubo@suitokokusai.org](mailto:suitokokusai-koubo@suitokokusai.org) に応募を意思表示の上、下記の資料を作成し10月18日(金)までに下記の要領で提出する。

【提出資料】(様式不問。会社概要を除き、社名等の表示・紹介はしないこと)

①会社概要

②販売に関する資料

- ・ 販売体制及びアフターサービス(具体的な販売店の住所(○区△町まで)、販売方法、代引き手数料や送料の発生有無などがわかるように)

- 大阪府内学校への過去3年間の水着等納入実績

③製品に関する資料

- 製品説明 並びに製品仕様書
- 製品価格見積書
- 製品見本一式

【提出先】(平日9時から17時まで)

大阪府立水都国際中学校・高等学校 事務室内

〒559-0033 大阪府大阪市住之江区南港中3-7-13

(担当)小西(こにし)・日出(ひので)

質問受付は下記のメールアドレスに直接お願いします。

E-mail:[suitokokusai-koubo@suitokokusai.org](mailto:suitokokusai-koubo@suitokokusai.org)

6 販売期間 令和7年2月10日～令和10年3月31日

7 契約期間 令和7年度より3年間(但し、特段の瑕疵がない場合3年間延長の予定)

## 8 スケジュール

情報開示日:令和6年10月7日(月)

応募意思表示期限:令和6年10月11日(金)

提案書の資料提出期限:令和6年10月18日(金)

プレゼンテーション日:令和6年10月23日(水)

## 9 プレゼンテーションについて

日程:令和6年10月23日(水)

(時間帯は調整の上、こちらから連絡します。※平日14時から17時予定)

場所:本校指定場所

水着等の見本及び下記提出資料①は1部、②と③を各4部持参すること。

【提出資料】(様式不問。会社概要を除き、社名等の表示・紹介はしないこと)

①会社概要

②販売に関する資料

- 販売体制及びアフターサービス(具体的な販売店の住所(○区△町まで)、販売方法、代引き手数料や送料の発生有無などがわかるように)
- 大阪府内学校への過去3年間の水着等納入実績

③製品に関する資料

- 製品説明 並びに製品仕様書
- 製品価格見積書(募集品目すべて)
- 製品見本一式(募集品目すべて)

## 10 水着等販売に関する条件

特大サイズにも別途対処すること。

## 11 選定方法

価格・機能・デザイン・アフターフォロー等販売能力について書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。各社からの提案ごとに募集品目について評価点数をつけ、最も上位の1社を水着等販売業者と決定する。審査結果については、応募者全員に通知する。

(令和6年10月下旬予定)

## 12 審査基準

価格、機能、デザイン、アフターフォロー等販売能力を加味の上審査致します。

## 13 その他

- (1) 当該プレゼンテーションに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 水着等販売業者の決定は書面により通知する。
- (3) 水着等の納入が決定した業者は期限内に、縫製メーカー、生地メーカーとの調整を図り、納入にあたること。
- (4) 水着等は、提案趣旨を損なわない程度に必要な応じて補正・修正を依頼する場合がある。
- (5) 提出書類等に虚偽のあることが判明した場合、選定の決定を取り消す場合がある。